青森県中央県税事務所長　様

※
申請者
（納税義務者）

住　所　青森市　長島一丁目　1
（カナ）
氏　名　青森　太
障がい者との続柄　子　3（95）　納税者番号　123456789（85～94）
（電話　01　-72　局111　番）
個人番号

身体障がい者等に係る自動車税減免申請書（新規・変更）

青森県県税条例　第159条第1項第　号　に該当し、同項の規定による減免を受けたいので下記のとおり申請します。

申請年月日	元号 5 年 08 月 10 日（17 18 19 20 21 22 23）	昭和…3 平成…4 令和…5	自動車税（課税額）		自動車税（申請額）	

減免情報

身障減免番号	2 6 0 0 0（1 2 3 4 5 6）	（標区）青…1　青森…2　八戸…3　弘前…4	登録番号	標区	車種	カナ	番号	軽・自区分	1（16）
				2（7）	3 0 0（8 9 10）	サ（11）	1 2（12 13 14 15）		

普通車…1　軽自動車…2

車種が3桁未満の場合…左詰め
番号が4桁未満の場合…右詰め
例：八戸55ま30…「255＿マ＿＿30」（＿は空白）

減免年月（自）	元号	年	月	減免年月（至）	元号	年	月	減免年度開始	1（34）
	5（24）	0 8（25 26）	0（27 28）		5（29）	0 9（30 31）	0 3（32 33）		

□　別紙のとおり　【自動車検…許証又は…録個人番号…許情報記録…】
↓※下記の記載を省略でき…

定置場		車台	
種　類		用　途	
型　式		取得年月日	
形　状			

□　別紙のとおり
【運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの免許情報記録（写）】
※右記の記載を省略できます。

番号（免許情報記録個人番号カードの場合は、免許情報記録の番号　※個人番号ではありません）	
種　類	
条　件	
有効期限	年　月　日

自動車の使用目的	（障がい者以外の方が自動車を運転する場合に、当てはまる番号を右の欄に記載してください。） 専ら、障がい者が　1 通院　2 通学　3 生業(通勤)　4 通所　のために乗車するため ※　下記「通学等に関する申出書」及び「生計同一証明書等」が必要となります。	1（96）

障がい者情報

納税者番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1（35 36 37 38 39 40 41 42 43 44）	18歳未満判定区分（障がい者）	5（45）	3…18歳未満 5…18歳以上

カナ	アオモリ　ハナ	税務システムの納税者照会画面で対象者を検索し、登録の有無を確認 登録あり…該当の納税者番号を記入 登録なし…納税者入力画面を新規登録し、付与された納税者番号を記入	…と同じ　□手帳と同じ		
氏名	青森　花	生年月日	□　別紙のとおり 【手帳（写）】	住所コード	
				基準	0（66）　0…県基準 1…国基準

手帳情報

□　別紙のとおり【手帳（写）】※下記の記載を省略できます。

手帳発行元			手帳種類		手帳交付番号又は公費負担医療の受給者番号									
2（46）	（47）	22…青森県 23…青森市 24…八戸市 99…その他	1（48）	1…身体障害者手帳 2…戦傷病者手帳 3…療育（愛護）手帳 4…精神障害者保健福祉手帳	（49）	（50）	（51）	（52）	1（53）	2（54）	3（55）	4（56）	5（57）	6（58）

障害名及び障害の程度	手帳の交付年月日						
級（項(款)症）　号	元号（59）	年 5（60）	0（61）	月 8（62）	0（63）	日 3（64）	1（65）	昭和…3 平成…4 令和…5

障害区分1		等級	障害区分2		等級	障害区分3		等級	障害区分4		等級	障害区分5		等級	障害区分6		等級
0（67）	9（68）	1（69）	（70）	（71）	（72）	（73）	（74）	（75）	（76）	（77）	（78）	（79）	（80）	（81）	（82）	（83）	（84）

運転者情報

カナ	アオモリ　タロ（136～148）	住所	□申請者と同じ　□免許証と同じ	職業	会社員・自営業・農業・無職 その他（　　）
氏名	青森　太（149～159）		1－1 住所番地 108～121、住所方書 122～135	障がい者との続柄	子　3（160）
				住所コード	0220106700（97～107）

予メ備モ	パンチ項目となっている「番地」「方書」の記入のみで問題無い 両項目を記載する場合は、判別可能とするため、 「1行目：番地」「2行目：方書」とする	税務システムを操作する端末からアクセスできる 「県税共有/☆住所コード表」内のExcelを参照し、

（注）アミの入っている部分は記入しないでください。

身体障がい者等の通学等に関する申出書

青森県県税条例施行規則　第 13 条 の 2 第 2 項　の規定により下記のとおり申出します。

区　分		□ 通　学　□ 通　院　□ 通　所　□ 生　業(通勤)
通学、通院、通所又は仕事先	所在地	
	名　称	
通学、通院、通所又は生業のために自動車を必要とする具体的な状況	回　数	週・月・年 に　　回使用　※1
	期　間	・　・　から　・　・　まで　（通年）
	理由等	【通院の場合】（病名）※2　の診療検査のため

※1 「回数」の「週・月・年」欄の該当するものを○で囲んでください。
また、使用回数は往復で1回とし、1日に数回使用する場合でも1回としてください。

※2 （病名）は、正式な病名でなくても差し支えありません。